

愛知県森林審議会議事録

令和3年12月15日(水)

愛知県森林審議会議事録

1 日時

令和3年12月15日
午後2時00分から午後3時10分まで

2 場所

愛知県庁本庁舎 6階 正庁

3 出席者

(1) 委員

江上 一枝
齋藤 宏一
酒井 立子
鈴木 誠美
原 さき子
峰野 修
村上 孝治
村松 久
山口 和恵
山本 一清
渡辺 靖

(2) 愛知県

農林基盤局長 平田 誠
農林基盤局技監 山本 剛久
林務部長 村山 義仁
林務課長 平山 一木
森林保全課長 三宅 史朗
森林保全課担当課長 青山 義明
森と緑づくり推進室長 則武 孝宏
新城林務課調整監兼課長 藤野 繁春

(3) 事務局及び事務局補佐

林務課課長補佐 吉田 和広
林務課課長補佐 藤野 仁誠
森林保全課課長補佐 福井 久敏
森と緑づくり推進室長補佐 堀 真輔
新城林務課課長補佐 池田 敦

4 審議の公開・非公開の別及び傍聴者数

議案	審議の公開・ 非公開の別	傍聴者数	記者数
第3号議案	公開	—	1
第4号議案	公開	—	1
第5号議案	公開	—	1

5 議事

<会長>

第3号議案、尾張西三河地域森林計画の変更についてと、第4号議案、東三河地域森林計画の変更について、この2件について県から一括して説明をお願いします。

<県>

資料により説明。

<会長>

ありがとうございました。

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

<委員>

資料1-2と1-3にあります、エリートツリーについて教えてください。

<県>

エリートツリーについて説明させていただきます。

人工林の中心でありますスギとかヒノキは、柱等の建築材料として植えられてきたものです。

昭和30年頃から、精英樹という建築材料に適している樹木を、全国で選抜してきました。選抜されたその木から種の採取や挿し木をして、苗を作ってきたのですが、その後、精英樹同士をかけ合わせてさらに優秀なものを作りました。この中から優秀なものを選び出したのがエリートツリーで、特徴といいますか、定義にもなるのですけれど、従来のスギやヒノキと比べて、成長量が1.5倍以上のもので、その強度が標準以上のもの、かつ花粉の飛散量が半分以下のものとなります。

成長が早いものですから、カーボンニュートラルの実現にも貢献するものがございますので、そういうことも踏まえて、エリートツリーが植えられるように、苗木の生産体制の確立などの準備をしているところでございます。

<委員>

ありがとうございます。

<県>

補足させていただきます。林業におきまして、一番厳しい作業というのは、植栽した後の夏に行う下刈りです。成長が早いことによってこの作業の回数が少なく済むものですから、植えて育てるまでのかかるコストや労力が軽減されます。

また、木を植えてから伐採するまで50年、60年、現実的にはもっと期間がかかりますけど、そんな中で、30年とか40年とかで、それなりの大きさになれば、自分が植えた木を自分で伐ることができるものですから、森林所有者さんの意欲向上に繋がるかもしれません。

こうした様々なメリットを生かし、林業に適した区域で植えて、伐って、植えてを繰り返す、そして長く木材として使うということで、カーボンニュートラルにも、林業振興にも繋がるものだと思います。

<委員>

ありがとうございました。

<委員>

資料1-1の6ページ目についてですが、市町村森林整備計画においてゾーニングされるということですが、要するに、全国的に伐採した後の再造林率が3から4割程度ということで、林業に適した森林でも再造林が行われていない場合もある。そのため、市町村森林整備計画において、再造林に関する業務を市町村にやりなさいという指示がでていているということによろしかったですか。

<県>

市町村森林整備計画の策定にあたっては、特に効率的な施業が可能な森林の設定を行うよう通知が出ておきまして、その基準を、この地域森林計画の中で示すものでございます。具体的なゾーニングといたしましては、先ほどご説明させていただいたとおりですが、本当にここがそういう場所だということを抽出するためのソフトを、今、国で開発しているところでございますので、具体的な設定にあたっては、そのソフトが市町村に配布されてからになるものでございます。

<委員>

そうすると、市町村の仕事が一つ増えるということですか。

<県>

市町村が定める市町村森林整備計画のゾーニングの中の1つとして定めると

ということですので、今まで市町村森林整備計画を策定している中の業務の一部ではありますが、新たに検討するという意味では、業務が増えると言えます。

<委員>

再造林率が低いから、市町村でチェックして再造林の指導をなささいというように取れますが、それで間違いありませんか。

<県>

原則、この区域においては、植栽による造林をなささいということですので、例えば、この区域の皆伐の伐採届が出てきた時には、造林方法を天然更新ではなくて、植栽してくださいという指導を市町村の方に行っていただくと考えております。

<委員>

分かりました。

<委員>

建材として利用するとき、購入する価格が安すぎるので、造林ができないということかと思えます。個人的には、建築材を購入する際には、山に近いところから、なるべく高く購入したいと思っています。

全国的には3、4割しか造林がされていないが、愛知県の場合はされていることですが、やっぱり再造林できないというのは問題なのかと思えます。

ただ、造林しなくて、天然更新が期待できて、自然に発芽したものを育てた方が丈夫だとか、天然更新の方が良い点があるのであれば、そういう政策に転換するのも良いのではないかと思います。

人工林は、伐採後に天然更新ができないものなのか、教えていただければと思います。

<県>

造林がされていないのは皆伐による木材生産量が多いところで、伐採された後に植栽されないという事例がありまして、国としても、伐採された後に植林がされていないところを問題視して、このような項目を今回追加したものだと考えております。

スギ・ヒノキの人工林を伐採した後、天然更新を行った場合、また同じようなスギ・ヒノキの人工林になることは、ほとんどないと考えられます。

天然更新するには、母樹がないと更新できませんので、皆伐後に再造林しない

場合は、広葉樹の森になっていくかと思われます。皆伐後に広葉樹林とするということでしたらよいのかもしれませんが、循環して木材を利用していくと考えますと、天然更新ではなかなか難しいのではないかと考えております。

<県>

伐っても植えないということについて、伐採後に植える経費がなかなか賄えないというご意見を聞いています。

伐った後に植えるとなると、結局、聞いていた費用よりも多くかかるからということで、更新がされてないという現状はあるようです。

県としましては、まず木材価格が上がるように取り組んでまいりたいのですが、価格というのは、県でなかなかコントロールできないものですから、それとあわせて林業にかかる経費ができるだけ安くなるよう、木材生産の効率化や流通の効率化を図る施策で、経費をできる限り少なくしてまいりたいと考えています。

また、補助金などで、植える費用を支援する等を行って、伐って植える取組が進むような様々な施策を推進してまいりたいと思っています。

それから、天然更新ですと、建築用材に適した木が育ってこないものですから、木材として使うために森を育てていこうという場合は、やはり植えないといけないうので経費がかかります。

再造林が進むように、県としても取り組んでいるところです。

<委員>

いただいた回答の中で、天然更新だと広葉樹になっていくということでしたけど、カーボンニュートラルという観点からいくと、広葉樹もCO₂を吸収するので、それも良いのかなと思います。また、木材として使うことではできないけど、山の美観を維持しているということで、森林所有者の方達へお金を出してあげるとか、CO₂の吸収に造林が貢献するのであれば、そういったことに対して、十分な補助等をして、それでも造林ができないということであれば、森林の維持管理をしている方々に、一般の企業等からお金をいただいて造林を進めていくというのもいいと思うのですが。

<県>

はい、ありがとうございます。

公益的機能の一つという意味でのカーボンニュートラルや景観を維持しているという部分で、そのためにお金を出していただく制度ではないのですが、企業の方に森林づくりに貢献していただいている事例として、森林の手入れや植

栽など、色々ありますので、こうした施策を総合的にやった上で、木材を生産する場所、それから景観とか公益的機能を維持するような場所など、ある程度区分けして、それに合わせた施策を実施していきたいと考えております。

<委員>

ありがとうございます。

<会長>

ただいまのご意見も含めてですね、やはりカーボンニュートラルも含めて、基本的に人為的な持続的な管理をすることに対してのカーボンクレジットや吸収量ということになりますので、天然更新というのも、きちんとした管理のもとでやるっていうことは有意義ではありますけど、ほったらかしということであると貢献しない可能性がありますし、シカによる獣害被害が多く、全国で問題になっていますので、ちゃんと更新しない可能性もあります。更新しても、シカが全部食べてしまって荒れたままになり、土砂災害が起こる可能性もあるので、きちんとモニタリングをする必要があるかと思えます。

モニタリングする場合でも市町村も含めて、やはりマンパワーが限られていますので、なるべく効率的なやり方、国ではドローンを使った確認等が認められてきているので、色々な管理や施策、手続きも含めて、検討いただければと思います。

そういった意味でカーボンニュートラルを上手く使って、林業に関わる人だけでなく、企業の方も炭素税とかで物が売れなくなるという可能性もあるので、川上と川下が Win-Win となるような形で、愛知県行政を運営していただければと思います。

<会長>

他に何かご意見ありますでしょうか。

<委員>

資料1-1の3ページのところにあります、各森林計画の樹立年度と計画期間の東三河についてですが、2021年の変更について、今日の審議会に諮っているところで、変更後に市町村の計画を変更するという説明ですが、2022年に次期策定とあります。この予定でいきますと、地域森林計画の決定・公表が2022年1月上旬で、先ほど説明のあった東三河の変更計画案となり、ここから新しい計画という意味でよろしいでしょうか。

<県>

今回の変更は2021年の変更で、今年は今計画の変更になりますので、来年度、東三河の地域森林計画は、新たな計画を策定しまして、それを踏まえて、市町村の森林整備計画につきましても、2023年度からスタートするように新たな整備計画を作っていただくというスケジュールになっております。

<委員>

ありがとうございました。

<会長>

他に何かございますか。

では大方発言も尽きたようですので、お諮りしたいと思います。

第3号議案及び第4号議案は、議案の通り了承することとして、異議ございませんか。

<委員>

異議無し。

<会長>

ありがとうございます。

それでは、原案の通り了承することといたします。

ただいまの議案2件の審議結果につきまして、知事への答申を決めたいと思いますので、事務局で提案がありましたら提示してください。

— 答申案を配布 —

<会長>

それでは、答申案を事務局から説明してください。

<県>

資料により説明。

<会長>

ありがとうございました。

ただいまの答申案について、ご意見がありましたらよろしく申し上げます。

よろしいでしょうか。

それでは、示された案の通り、答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<委員>

異議無し。

<会長>

それでは示された通りとして、本日付で、後程答申書を提出させていただきます。

<会長>

続きまして第5号議案、高度公益機能森林の区域変更について、県の方から説明をお願いいたします。

<県>

資料により説明。

<会長>

ありがとうございます。

説明が終わりましたのでご意見ご質問ありましたらよろしくお願いします。

よろしいですか。

特にご意見もないようですので、第5号議案を原案のとおり了承することとして、異議ございませんでしょうか。

<委員>

異議無し。

<会長>

ありがとうございます。

それでは、原案の通り了承することといたします。

ただいまの第5号議案の審議結果につきまして、知事への答申を決めたいと思いますので、事務局で原案がありましたら提示してください。

－ 答申案を配布 －

<会長>

それでは、答申案を事務局から説明してください。

<県>

資料により説明。

<会長>

はい、ありがとうございました。

ただいまの答申案について、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは示されたとおり答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<委員>

異議無し。

<会長>

それでは示されたとおり、本日付で答申書を提出させてあげさせていただきます。

次に次第の6の報告に移りたいと思います。

— 非公開 —

<会長>

では進行を事務局にお返しいたします。

議事録署名者

議事録署名者